

## (参考資料) 新規制基準適合に係る審査の状況

新規制基準では、従来に比べ、地震、津波、竜巻等の自然現象の想定が大幅に引き上げられるとともに、事故に関しても従来を上回る想定とその防護対策が求められています。また、発電炉では統一的な審査ガイドが用意されているのに対し、試験研究炉の審査は、炉の型式、出力などが多種多様であることから、グレーデッド・アプローチ(リスクの大きさに応じた規制)の考え方のもとに、各炉それぞれの状況に応じて進められています。以下に、新規制基準の主なポイントに対する審査状況を示します。

### ① 多量の放射性物質を放出する事故

多量の放射性物質を放出する事故への対応については、炉心燃料が大量に損傷する事象を仮想したうえで、その防護対策や影響緩和策を定めることが求められています。これは今回新たに追加された基準ですが、これまでに、想定範囲や対策の選定に関する基本的な考え方についてほぼ整理を終了し、現在申請書の修正作業を行っているところです。

### ② 竜巻等の自然現象や火災に対する防護

竜巻等の自然現象や火災に対しては、事象ごとに安全機能が損なわれた場合の環境への影響の大きさを考慮しながら、守るべき安全設備を選定し、防護対策を述べることが求められています。これまでに、事象ごとに必要とする防護設備の洗い出しを終えており、現在、具体的な防護対策の妥当性について審査を受けているところです。

### ③ 基準地震動の策定及び耐震安全性評価

基準地震動策定に向けた審査対応としては、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動(プレート間地震、海洋プレート内地震)や地下構造の評価については概ね審査を終え、今後、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動(内陸地殻内地震)、震源を特定せず策定する地震動の審査を受ける予定です。その後、これらを元に基準地震動を策定し、策定された基準地震動に基づき、原子炉建家、原子炉プール、冷却設備等の主要な機器に対する耐震安全性評価を行っていきます。